

第4次北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画の概要

第1 計画の趣旨

1 計画策定の趣旨

配偶者からの暴力は、個人の尊厳を害し、男女平等参画社会の実現の妨げになるものであり、道民一人ひとりが、配偶者からの暴力を容認しない社会の実現に向け、配偶者からの暴力は身近にある重大な人権侵害であることについて認識を深めることが大切。

第3次計画の期間が平成30年度までとなっていることから、道内の暴力被害の現状等を踏まえ計画を策定し、計画に沿った施策等を着実に推進し、配偶者からの暴力のない社会の実現を目指す。

2 計画の位置付け

(1) 配偶者暴力防止法に基づく基本計画

(2) 持続可能な開発目標（SDGs）の達成に資する基本計画に位置づけられた「第3次北海道男女平等参画基本計画」に定める「男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶」に関わる具体的な施策の方向を示すもの。

3 計画の期間

2019年度から概ね5年間

第2 配偶者からの暴力被害の現状

1 被害の状況

- ・ 配偶者からの被害経験及び交際相手からの被害経験の状況について記載。

2 相談等の状況

- ・ 全国及び北海道における相談、一時保護、保護命令等の状況について記載。
- ・ 配偶者暴力相談支援センターの相談件数、一時保護件数、保護命令件数について、女性の人口1万人当たりに換算し、全国と北海道を比較。

第3 施策の概要

1 基本的な考え方

- 1 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶に向けた啓発の推進
- 2 暴力の被害が深刻化する前のできるだけ早い段階での発見や相談体制の充実
- 3 被害者の安全の確保を図るため、被害者と子どもの適切な保護
- 4 被害者の状況や意思に応じた総合的、継続的な支援に努め、被害者の自立支援
- 5 関係機関相互の連携協力を促進、切れ目のない支援に向けたネットワークの充実
- 6 職務関係者の研修、啓発、加害者更生の調査研究の促進
- 7 被害者からの苦情への適切な対応

第4 基本的な方向と具体的な取組

I 配偶者からの暴力の根絶

目標1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発

- 1 配偶者からの暴力防止に向けた啓発の推進
- 2 若年層に対する予防啓発の推進

目標2 被害者の発見や相談体制の充実

- 1 被害者の早期発見
- 2 通報等への適切な対応
- 3 相談体制の充実

目標3 安全な保護のための体制の整備・充実

- 1 保護体制の充実
- 2 保護命令制度の利用

目標4 被害者の自立の支援

- 1 自立支援

目標5 関係機関、団体の相互の連携協力

- 1 民間団体との連携
- 2 市町村、関係機関、団体等との連携協力

目標6 職務関係者の研修、人材育成の充実

- 1 職務関係者の研修、人材育成
- 2 加害者更生に関する調査研究等の促進

目標7 苦情への適切な対応

- 1 苦情処理

II 男女平等参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

「第3次北海道男女平等参画基本計画」の目標Ⅲ、基本方向1を掲載

○ パブリックコメント等を踏まえた主な修正点

1 計画の名称の変更

「北海道配偶者暴力防止及び被害者保護等・支援に関する基本計画」から
「北海道配偶者暴力防止、被害者保護及び支援等に関する基本計画」に変更

2 相談等の状況に関する説明の追加

相談及び一時保護件数の全国との比較に関して、相談件数が全国の概ね6割程度であるのに対し、一時保護件数が約1.5倍となっている背景について追記